

社会福祉法人廿日市市社会福祉協議会

令和3年度事業計画

はじめに

生活スタイルや価値観の多様化をはじめ、さまざまな要因により人間関係の希薄化が進み、社会的孤立や生活困難な状況が家庭や地域で深刻化しています。そのため、地域福祉の重要性が一層高まり、さまざまな施策が打ち出され、社会福祉協議会の働きも注目されています。

国は、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創っていく、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進しており、地域福祉を標榜する社会福祉協議会の働きは今後さらに注目されていくと考えられます。

その実践には、時代の変化や住民のニーズの移り変わりをいち早く察知し、それに即応できる経営を目指す必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症予防対策の取り組みが日常生活に定着した「新しい生活様式」など、人々の暮らしやつながりはこの1年で大きく変わり、本会事業の実施手法についても大幅な変更を余儀なくされています。

本会もこれまでの取り組みの見直しや、新たな事業の創出が求められるところであり、同時に職員の働き方の見直しも急務です。

これらを速やかに実行していく体制を確立するため、令和3年度を初年度とする今後5年間の第3期廿日市市地域福祉活動計画及び第2期廿日市市社会福祉協議会中期経営計画を策定いたします。

本年度は、両計画で示す目標を達成させるために、「社協らしい仕事」のできる意識の向上と体制の整備に取り組んでいけるよう仕事の仕方、業務手順の改善を図り、これまで以上に社協内連携を強化し業務の効率性、効果性を高めていく年としてスタートさせます。

基本方針

令和3年度は、第3期廿日市市地域福祉活動計画及び第2期廿日市市社会福祉協議会中期経営計画の初年度としてスタートし、この両計画で示す推進及び目標事項がスムーズに取り組めるよう、次の3つを基本目標に設定し、現在行なっている事業の改善を図りながら、継承して取り組みます。

【基本目標】

- 1 いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、一人ひとりに寄り添った支援を進めます
- 2 誰もが暮らしやすい地域づくりを進めます
- 3 職員の資質向上、魅力ある組織づくり、持続可能な財政基盤づくりを進めます

目 次

はじめに

基本方針

基本目標 1 1

- いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、一人ひとりに寄り添った支援を進めます

基本目標 2 9

- 誰もが暮らしやすい地域づくりを進めます

基本目標 3 20

- 職員の資質向上、魅力ある組織づくり、持続可能な財政基盤づくりを進めます

第3期廿日市市地域福祉活動計画の概要 23

- I 地域の課題解決力の強化
- II 総合相談・支援体制の構築
- III 制度・サービスの狭間の問題を抱える人への対応
- IV 情報の集約と広報の強化

第2期廿日市市社会福祉協議会中期経営計画の概要 24

- I 人員の適正化と専門的な知識を持った人材の育成
- II 効果的な事業推進のための環境整備
- III 安定的な事業継続を実現する財政基盤づくり

基本目標 1

いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、一人ひとりに寄り添った支援を進めます

少子高齢化の進行、コロナ禍の影響による経済・雇用情勢の変化や地域社会・家族形態の変容などを背景に、本市においても、ひきこもり・孤立の問題や虐待などの権利擁護の問題、生活困窮といった新たな福祉課題・生活課題が顕在化しています。

本会では、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、一人ひとりに寄り添った支援を進めるための事業を行います。

地域における一人ひとりの暮らしを支えるためには、専門職の力も住民の力も両方必要です。「住民による個別支援」にも注目し、地域の力を高めていく視点を大切にして取り組んでいきます。

この基本目標に向けて実施する事業は次のとおりです。第3期廿日市市地域福祉活動計画の概要については、23ページに記載しています。

事業名	第3期廿日市市地域福祉活動計画との関連性	予算額 (千円)	財源			
			自主	補助	委託	その他
1 生活困窮者自立相談支援事業	活動方針Ⅱ／推進事項1	19,039			○	
2 生活困窮者家計改善支援事業	活動方針Ⅱ／推進事項1	3,776			○	
3 生活困窮世帯の子どもの学習支援事業	活動方針Ⅱ／推進事項1	7,566			○	
4 生活困窮者支援体制推進事業	活動方針Ⅱ／推進事項1	7,622			○	
5 ひきこもり支援ネットワーク構築事業	活動方針Ⅲ／推進事項1 活動方針Ⅲ／推進事項2	1,050		○		○
6 生活福祉資金貸付事業	活動方針Ⅱ／推進事項1	3,061			○	
7 緊急生活安定資金貸付事業	活動方針Ⅱ／推進事項1	1,000	○			
8 福祉サービス利用援助事業	活動方針Ⅱ／推進事項1 活動方針Ⅱ／推進事項2	10,313	○		○	
9 法人後見事業	活動方針Ⅱ／推進事項1 活動方針Ⅱ／推進事項2	2,160	○			
10 情報支援事業	活動方針Ⅰ／推進事項1	4,109			○	
11 精神障がい者福祉推進事業	活動方針Ⅰ／推進事項1 活動方針Ⅲ／推進事項1	73	○			○
12 福祉総合相談事業	活動方針Ⅱ／推進事項1	1,514		○		
13 障がい児者福祉推進事業	活動方針Ⅰ／推進事項1 活動方針Ⅰ／推進事項2	289	○			○
14 ファミリー・サポート・センター事業	活動方針Ⅰ／推進事項1 活動方針Ⅲ／推進事項1	8,591	○		○	
15 福祉車両貸出事業	活動方針Ⅰ／推進事項1	3,871			○	
16 障がい児者指定居宅等介護事業	活動方針Ⅰ／推進事項1	23,104	○			
17 (吉) 障がい者社会参加促進事業	活動方針Ⅲ／推進事項1	1,275			○	○

各事業の詳細については、次のとおりです。

1 生活困窮者自立相談支援事業	
目的	生活困窮者の自立に向けて、生活困窮者及び生活困窮者の家族や関係者からの相談に応じ、個々人の状態にあった計画を作成し、必要なサービスや制度等につなげるとともに、寄り添いながら支援を進める。
実施内容	(1) 生活と就労に関する支援員三職種（主任相談支援員、相談支援員、就労支援員）を配置し、生活困窮者の経済的自立の支援 (2) 経済的な自立の見通しが立ちにくい相談者の生活保護受給への引継ぎや、生活保護から自立する人への生活支援の実施 (3) 法に基づく支援「一時生活支援事業」「住居確保給付金」の申請受付 (4) 生活困窮から自立を目指す相談者が地域で孤立しないための社会資源との連携
重点事項	(1) 生活困窮者を支援する制度の紹介や事例などを掲載した広報物を発行する。（生活困窮者家計改善支援事業についても含む）

2 生活困窮者家計改善支援事業	
目的	自立した家計管理ができるよう、家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計状況の「見える化」と課題の把握を行い、早期の生活再生をサポートする。
実施内容	(1) 家計管理に関する支援（家計診断、家計表・家計支援計画の作成） (2) 滞納（家賃、税金、公共料金等）の解消や年金、各種給付制度の利用に向けた支援 (3) 債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口） (4) 貸付のあっせん (5) 福祉サービス利用援助事業との連携による支援
重点事項	(1) 生活困窮者を支援する制度の紹介や事例などを掲載した広報物を発行する。（生活困窮者自立相談支援事業についても含む）

3 生活困窮世帯の子どもの学習支援事業	
目的	現在または将来的に困窮のおそれがある子どもに対し、自立の素地を高め、子どもの学力向上と社会性を育むことを目指す。
実施内容	(1) 学習・生活支援 ア 訪問型支援（1人につき週に1回2時間程度） イ 集合型支援（毎週日14時～16時） (2) 学習支援サポーター研修会・交流会の実施（年3回）
重点事項	(1) 地域の社会資源（子ども食堂等）から広くニーズキャッチを行う。

4 生活困窮者支援体制推進事業	
目的	生活困窮者の自立を促進するため、生活困窮者の生活改善や就労支援など、相談者一人ひとりに合わせた支援を強化するとともに、個別の相談によって把握した地域課題の蓄積を基に、支援が必要な人の社会的孤立の防止と早期発見や自立支援のためのネットワークを構築する。
実施内容	(1) 就労訓練の推進に向けた就労訓練事業者を開拓するための仕組の構築 (2) 生活困窮者が自立した生活を継続していくために必要な住居に関する社会資源の開拓 (3) 生活困窮者が自立した生活を継続するために必要な物資（食料品・生活に必要な器具什器など）の収集の企画・実施と、収集物資の管理・運営 (4) 生活困窮者の自立支援のために支援ネットワークの形成、社会資源の開発
重点事項	(1) 生活困窮者自立支援ネットワーク会議を年2回開催する。

5 ひきこもり支援ネットワーク構築事業	
目 的	さまざまな事情で学校に行けない子どもや、家から出ることが難しい人、その家族の社会からの孤立を防ぐため、当事者支援と当事者にやさしい地域づくりを行う。
実施内容	(1) 当事者への支援 ア 不登校の子どもをもつ親の会の実施（月1回） イ ひきこもりの家族の会（月1回） ウ 不登校の子の居場所・ひきこもりの若者のサロン（週1回） エ 不登校・ひきこもりの家族の相談（随時） オ きっかけプロジェクトの実施（随時） (2) 当事者にやさしい地域づくり ア ボランティア養成講座の実施 イ 講演会の実施 ウ きっかけプロジェクトの受け入れ機関の開拓 (3) 他機関との連携 ア 「不登校・ひきこもり」に関する取り組みをしている他の社協との連携、協力、情報共有 イ 先進地への訪問研修
重点事項	(1) 市が実施する重層的支援体制整備事業との連携を図り、新たな「社会参加」の場を開拓する。

6 生活福祉資金貸付事業	
目 的	収入が少なく、他の方法によっても日常生活を送るうえで一時的に必要な資金が確保できない世帯に対して、経済的自立の促進及び生活意欲の向上を図り、生活の自立と安定に向けて、資金貸付と必要な相談援助を行う。 また、新型コロナウイルスの影響で減収した人や失業者などで日常生活全般に困難を抱えている人に、生活の立て直しのための資金貸付と継続的な相談支援を行う。
実施内容	(1) 計画的な償還につながるように、借受人・連帯保証人・民生委員と連携した支援の実施 (2) 滞納者に対する償還指導の実施
重点事項	(1) 償還率 20%、滞納者へのアプローチ件数 63 件を目指す。

7 緊急生活安定資金貸付事業	
目 的	生活困窮の状態にある人の経済的自立及び生活の安定を目指すため、緊急的かつ一時的な資金貸付と必要な相談援助を行う。
実施内容	(1) 借受人に対する計画的償還指導及び生活課題に対する相談支援の実施 (2) 滞納者に対する償還指導の実施
重点事項	(1) 償還率 70%、課題解決件数 80%を目指す。

8 福祉サービス利用援助事業	
目 的	認知症や障がい等により判断能力の低下がみられる人に対して、地域で安心した生活ができるよう、権利擁護の視点から本人の主体性を大切にしながら、福祉サービス利用支援・日常的な金銭管理・書類等の預かりを行い、支援する。
実施内容	(1) 利用者に提供するサービス ア 相談（初期相談、契約、支援計画の作成など） イ 申請の受付と判断能力等の評価・判定 ウ 支援計画の作成／契約の締結 (ア) 福祉サービスの利用支援 (イ) 日常的な金銭管理

	(ウ) 書類等の預り (2) 運營業務 ア 初期相談体制の確保 イ 生活支援員の委嘱や研修 ウ 全社協・県社協が実施する各種研修への参加 エ 新規ケース会議及び利用調整会議等の開催（随時） オ 所内会議（廿日市：月1回）
重点事項	(1) 新たな生活支援員を確保する。

9 法人後見事業	
目的	本会が成年後見人、保佐人若くは補助人を担うことにより、成年被後見人、被保佐人又は被補助人を保護、支援し、誰もが安心して日常生活を送ることができる地域づくりに取り組む。
実施内容	(1) 利用者に提供するサービス ア 成年後見制度の相談に関する業務 イ 身上監護に関する業務 ウ 財産管理に関する業務 エ その他、後見事業に必要な業務（支援体制の構築、広報活動、支援員育成等） (2) 運營業務 ア 受任者への支援 イ 運営委員会の開催 ウ 後見支援会議の開催：新規ケースへの対応や、受任後の対応等について審議、随時開催 エ 後見支援員養成研修の実施：主にはし支援員を対象。市民後見人養成講座修了者の参加についても検討 オ 事務局職員勉強会（ケース検討会議等）の開催：運営体制強化のため、後見実務に関する研修を実施するとともに、関連マニュアル等の整備 カ 地域及び関係機関への広報 キ 相談対応、申立支援 ク かけはし利用者の後見等への移行：成年後見制度の利用が適切と思われる契約者について、適切かつ速やかに移行する ケ 成年後見制度利用促進の取組みとして、全国研修（リモート）の受講や、市関係課との協議を実施
重点事項	(1) 中核機関の設置に向けた取り組みを推進する。

10 情報支援事業	
目的	視覚・聴覚障がい者が情報支援を受けることによって、社会参加の機会を広げる。また、地域の受け入れ体制の整備に努める。
実施内容	(1) 奉仕員養成講座の実施 ア 視覚・聴覚障がい者の情報支援をする、音訳・点訳・要約筆記奉仕員養成講座の開催 イ 活動中の奉仕員のスキルアップ講座の開催（年1回） ウ 利用者の声を反映させるための奉仕員との意見・情報交換会の開催（年1回） (2) 視覚障がい者ヘデージー図書、音訳テープ、点訳本による情報提供 ア 広報はつかいち、市議会だより、あいとぴあ、さくらびあ物語、その他の刊行物の音訳、点訳 (3) 市、各団体から依頼された講演会、会議等への手話奉仕員、要約筆記奉仕員の派遣調整

重点事項	廿	(1) 各奉仕員と協働し、技術を学びたい人への個別勉強会を開催する。
	大	(1) 点訳ボランティアでのひらと協働し、点訳奉仕員養成講座を全12回実施する。 (2) 市内の点訳奉仕員を増やすことで、点訳活動が円滑に進むよう支援する。

11 精神障がい者福祉推進事業

目的	精神保健福祉についての理解者や支援者を増やす。当事者のニーズに応じた研修会を行い、地域での支援体制づくりを進める。	
実施内容	(1) 当事者支援 ア 精神保健福祉サロン「ちゅうりっぷの会」の活動支援（佐伯地域） イ ソーシャルクラブ「プラム」のボランティア調整（大野地域） (2) ボランティア養成 ア 精神保健福祉ボランティア講座の企画開催 (3) 精神保健福祉ボランティア活動支援 ア 「ねこの手」の活動支援（廿日市地域） イ 「プラム」ボランティアの活動支援（大野地域） (4) 家族会支援 ア おしゃべりサロン「こぶし会」への参画（佐伯地域）	
重点事項	廿	(1) 精神保健福祉ボランティア講座を開催し、精神障がいについての理解促進を図る。
	佐	(1) 精神保健福祉ボランティア講座（年1回以上）を開催し、当事者支援につながるボランティア育成を推進する。

12 福祉総合相談事業

目的	地域住民の抱える各種の問題について広く相談に応じ、その問題解決を図るために、医療・福祉・行政機関等と連携して問題解決への情報提供を行う。併せて、相談者のニーズに応じた各種事業の実施や地域ニーズに見合った福祉サービスの創設に取り組む。	
実施内容	(1) 各種相談の実施 ア 福祉総合相談（全域：平日毎日） イ 心配ごと相談（廿：毎週火・金、佐：毎週水、吉：毎月第2・4月、大：毎週木（第3木は大野東市民センターで開催）、宮：毎月第1・3月） ウ 司法書士法律相談（毎月第2水 廿：年8回、佐：年2回、吉：年1回、大：年2回） エ 認知症介護相談（廿：毎月第2火、大：毎月第4火） (2) 心配ごと相談員研修会の実施 ア 研修会（廿：年2回、佐：年1回、吉：年1回、大：年1回、宮：年1回） イ ケース検討（全域：年4回） ウ 心配ごと相談員全体研修の周知（佐：年2回、吉：年2回、大：年2回、宮：年2回） (3) 相談窓口の周知 ア 小冊子「くらしの相談」配布（全域） イ 「くらしの相談」社協ホームページの情報更新（全域） (4) 相談の解析 ア 相談回数・内容の集計（全域）	
重点事項	廿	(1) 小冊子「くらしの相談」の情報を随時更新し、地域住民に相談窓口を周知する。
	佐	(1) 各種相談について本会広報紙やチラシ等で周知に努める。（10団体以上）
	吉	(1) 吉和地域の広報誌「ぬくもり」や吉和支所の防災行政無線による広報をし、地域住民に相談窓口を周知する。

大	(1) 相談者が安心して相談窓口に来られるよう、心配ごと相談員のフォローアップとして、大野地域相談員研修会を行う。
宮	(1) 宮島地域相談員研修会を実施し、相談員のスキルアップを図る。

13 障がい児者福祉推進事業	
目的	障がいのある人たちが地域で豊かな生活ができるよう、ボランティアや地域の人との出会いの場面をつくり、社会参加を促進するとともに、地域の中で障がいに対する理解を深め合えるような地域づくりを進める。
実施内容	廿 (1) 当事者活動の支援 障がいのある子どもたちがボランティアとの関わりの中でお互いの成長を目指す「遊びの教室」の開催 (2) 障がい児・者理解の促進 障がいについての学習会の開催(年1回)
	佐 (1) 障がい児地域支援システムの構築 関係機関と連携し、未就学から学齢期それぞれのライフステージで障がいのある子どもたちに、どのような支援や関わりが必要なのかを協議するなど当事者及びその家族を支援する。 ア 療育相談会の開催 イ 市民センターとの共催による、障がい児を対象とした交流事業の実施 (2) わんぱく旅行実行委員会の支援 障がい児・者の社会参加の促進、保護者の交流・情報交換・相談の場となる事業の実施
	吉 (1) 廿日市市障害者福祉協会吉和支部の活動支援 ア 廿日市市障害者福祉協会吉和支部の事務局として、様々な行事のサポートや会計事務などの支援 (2) 遊びの教室の開催 ア 長期休暇中の在宅障がい児に豊かな経験の場を提供する「遊びの教室」の開催
	大 (1) 当事者活動の支援 ア ハーモニー0B、0G会の地域活動の担い手支援 イ 長期休暇中の在宅障がい児に豊かな経験の場を提供する「遊びの教室」の開催 (2) 障害のある子どもを育てる家族の支援 ア 「おしゃべり会」の開催(年11回) イ 未就学児を対象とした学習会の開催(年1回) ウ 個別相談会の開催(年2回) (3) 大野障がい者団体連絡協議会の活動支援 ア 会議への参加 イ 「小さな夏まつり」の開催協力 ウ 交流会の開催協力 (4) 誰もが参加できる勉強会の開催(年10回)
	宮 (1) 遊びの教室 ア 長期休暇中や休日に、障がいのある子どもたちを対象として、イベント型の企画で豊かな体験の場を提供する。 イ 地域の人にボランティアとして参加してもらうことで、障がいに対する理解者を増やす。 (2) 廿日市市障害者福祉協会宮島支部の活動支援 ア 事務局として会員の活動支援に取り組む。

重点事項	廿	(1) 障がいのある子が「やってみたいこと」に寄り添った遊びの教室を企画する。
	佐	(1) 当事者や家族（5人以上）にヒアリングを実施し、意見を事業内容に反映させ、改善に取り組む。
	吉	(1) 吉和小中学校と事前打ち合わせ（遊びの教室）を行う。
	大	(1) 当事者、家族、事業所、関係団体等誰もが参加できる講座を開催する。
	宮	(1) 遊びの教室 ア 事業実施時には、当事者の参加やボランティアについて、宮島学園と事前調整を行う。 (2) 廿日市市障害者福祉協会宮島支部の活動支援 ア 歩行訓練などの事業の企画や会計事務などの活動支援を行う。

14 ファミリー・サポート・センター事業

目的	地域の中で顔見知りを増やして、困ったときの助け合いが気軽にできるようになることを目指す。	
実施内容	(1) サポートの調整 地域で育児や高齢者の家事援助を行いたい人（提供会員）と支援を受けたい人（依頼会員）の調整 (2) センター運営事業 ア 相談受付 イ 会員登録・管理 ウ 活動報告の管理 (3) 研修・交流会の企画・実施 ア 活動を安心安全に行うため、提供会員への研修会の開催（年5回） イ 両会員の親睦を深めるため交流会の開催（年1回） ウ 研修の周知（提供会員・依頼会員・民生委員・ボランティア連絡協議会・かけはし支援員など） (4) 活動の周知 ア ファミサポ便りの発行（年2回） イ 社協内での広報紙への掲載 ウ 地域での集いの場面等での周知	
重点事項	廿	(1) 若い世代の人たちが気軽に助け合い活動に参加できるような機会を作る。
	佐	(1) 提供会員の増員を目指す。（ボランティア養成講座などを通じて2人以上の増員を図る）
	吉	(1) 地域全体の高齢化に伴い、若い世代の提供会員の増員を目指す。
	大	(1) 助け合い活動として周知するとともに、フォローアップ研修を地域内で開催することで、誰もが参加しやすい環境を作る。（他事業と共催し年12回開催予定）
	宮	(1) 会員増加を図るため、総代会やコミュニティ推進協議会などの会議や広報などで事業を周知する。

15 福祉車両貸出事業

目的	身体上の障害などによって、移動手段が一般車両では困難な人に対して移動の支援を目的とし、福祉車両を貸し出す。	
実施内容	廿	(1) 市の運行要綱に沿った事業推進と利用者の公平な利用促進 (2) 依頼時の運転ボランティアと利用者のコーディネート
	佐	(1) 市の運行要綱に沿った事業運営と利用者の公平な利用の促進
	吉	(1) ほほえみ号軽自動車4人乗り(車いす1台)の貸出
	大	(1) 福祉車両の利用申込みの受付・貸し出し、車両の管理

重点事項	廿	(1) 利用者同士でのお互い様の福祉車両の利用を周知する。
	佐	(1) 利用促進のために広報紙への掲載や関係機関への事業周知を図る。
	吉	(1) 福祉車両を安全に使用できるよう、適正に管理する。
	大	(1) 福祉車両の利用の周知と車両の適正な管理を行う。

16 障がい児者指定居宅等介護事業		
目的	障がいのある人たちが地域で安心して在宅生活をおくられるよう、自立の支援を行う。	
実施内容	(1) 在宅の障がい児者にヘルパー派遣 ア 自宅での支援（身体介護・家事援助・重度訪問介護） イ 通院介助 ウ 行動援護 エ 移動支援 (2) 介護職員の研修の実施（年3回）	
重点事項	(1) 行動援護を新たに事業に加えることにより、障がい者の社会参加や地域生活を支援する。	

17 (吉) 障がい者社会参加促進事業		
目的	障がい者福祉の増進や社会参加促進のため、吉和地域の在宅で暮らす障がい者に対して、日常生活に必要な訓練等を行うと同時に憩いの場を提供する。また、各事業に関わるボランティアの育成に努める。	
実施内容	(1) 知的障がい者生活訓練教室開催事業 ア 知的障がい者生活訓練教室の開催（原則火曜日（年間25日）開催） (2) 障がい者スポーツ教室開催事業 ア 障がい者スポーツ教室の開催 (3) 障がい者地域社会交流事業 ア 障がい者日帰り研修旅行の開催	
重点事項	(1) 訓練教室の企画及び実施。季節の行事などを行いながら、日常生活の訓練等を行う。 (2) 障がい者スポーツ教室を開催することにより、障がい者・地域・吉和小中学校とのつながりを作る。 (3) 外出する場の企画から実施。ボランティア吉和に行動援護をお願いする。	

基本目標 2

誰もが暮らしやすい地域づくりを進めます

近年の福祉課題・生活課題は、高齢者だけでなく、障がいを持つ人、子育て家庭の孤立や青少年の不登校やいじめなどの問題、若年無業者など、あらゆる世代にわたっています。

家族や親族、職場といったセーフティネットの機能が弱まったことにより、社会的に孤立した状態で生活に困窮する人たちを支える新たな仕組みが求められています。こうした問題の解決には、課題を抱えている人が暮らしている地域の住民のみなさんの力が欠かせません。

本会では、一人ひとりが主役の誰もが暮らしやすい地域づくりを進めるための事業を行います。

コロナ禍における新たな生活様式も意識しながら、身近な地域での住民同士のつながりや支え合い活動を応援します。

この基本目標に向けて実施する事業は次のとおりです。第3期廿日市市地域福祉活動計画の概要については、23ページに記載しています。

事業名	第3期廿日市市地域福祉活動計画との関連性	予算額 (千円)	財源			
			自主	補助	委託	その他
1 福祉人材育成事業	活動方針Ⅱ／推進事項1	600		○		○
2 ボランティア活動・福祉教育推進事業	活動方針Ⅰ／推進事項1	56	○	○		
3 地域のつどいの場立上げ支援事業	活動方針Ⅰ／推進事項2	1,009			○	
4 広報啓発事業	活動方針Ⅳ／推進事項3	4,307	○			○
5 災害救援事業	活動方針Ⅰ／推進事項1	96	○			○
6 生活支援体制整備事業	活動方針Ⅰ／推進事項2	29,122			○	
7 福祉団体等支援事業	活動方針Ⅰ／推進事項2	3,030	○			○
8 認知症高齢者等支援事業	活動方針Ⅰ／推進事項1	2,050	○		○	○
9 地域のつどい・サロン支援事業	活動方針Ⅰ／推進事項2	803	○			○
10 日本赤十字社活動資金募集協力事業	活動方針Ⅰ／推進事項1	1,700			○	
11 共同募金運動協力事業	活動方針Ⅰ／推進事項1	—				
12 (廿) 小地域ネットワーク事業	活動方針Ⅰ／推進事項2	285	○			○
13 (廿) あいプラザまつり事業	活動方針Ⅰ／推進事項1	270	○			○
14 (廿) ボランティアセンター活動推進事業	活動方針Ⅰ／推進事項1	336	○	○		○
15 (佐) 地域福祉活動事業	活動方針Ⅰ／推進事項2	175	○			
16 (佐) ボランティアセンター活動推進事業	活動方針Ⅰ／推進事項1	210	○			○
17 (吉) 多機能サロン実施事業	活動方針Ⅰ／推進事項2	339	○			○
18 (吉) いきいき活動推進事業	活動方針Ⅰ／推進事項2	464	○			○

19	(吉) すこやかプラザまつり開催事業	活動方針Ⅰ／推進事項1 活動方針Ⅲ／推進事項2	27	○			○
20	(吉) ボランティアセンター活動推進事業	活動方針Ⅰ／推進事項1	45		○		○
21	(大) ふれあいのまちづくり推進事業	活動方針Ⅰ／推進事項1 活動方針Ⅳ／推進事項1	5,527	○			○
22	(大) ボランティアセンター活動推進事業	活動方針Ⅰ／推進事項1	205	○			○
23	(大) 高齢者等移送サービス事業	活動方針Ⅰ／推進事項1	330				○
24	(宮) 高齢者自立支援事業	活動方針Ⅰ／推進事項1 活動方針Ⅰ／推進事項2	243	○			○
25	(宮) 福祉コミュニティ支援事業	活動方針Ⅰ／推進事項1 活動方針Ⅰ／推進事項2	18	○			○

各事業の詳細については、次のとおりです。

1 福祉人材育成事業	
目的	住民が安心して、介護・福祉のサービスを受けながら廿日市市で暮らしていくため、福祉・介護人材の確保、育成、定着に向けた取り組みを関係機関と協働して推進する。
実施内容	<p>(1) 廿日市市福祉・介護人材確保等総合支援協議会の運営</p> <p>ア 福祉・介護人材確保協議会の開催（年2回）</p> <p>イ 福祉の魅力を語ろう会の実施（年1回）</p> <p>ウ 廿日市市・大竹市「福祉・介護職場の就職面談会」の開催（年1回）</p> <p>エ 福祉施設職員相互研修事業の企画・実施（年1回）</p> <p>オ コミュニティFM「FMはつかいち」の活用：福祉施設等の職員がラジオ「はつぴいタイム」に出演し事業の魅力を発信（毎月第2・4木13:30～13:45）</p> <p>カ 中堅職員のマネジメント研修の実施（年1回）</p> <p>キ 福祉施設職員相互研修事業の企画・実施</p> <p>(2) 福祉人材の発掘・養成・マッチング</p> <p>ア 市内で行われている講座の集約と整理 （ボランティア支援・福祉教育推進事業と一緒に取り組む）（前期・後期2回）</p> <p>(3) 将来の介護人材の育成</p> <p>ア 社会福祉士養成施設での援助技術演習の受け入れ（随時）</p> <p>イ キャリアスタートウイーク（中学生）の受け入れ</p> <p>(4) 事業所への支援</p> <p>ア 事業所の「ボランティア受け入れ方講座」の実施</p>
重点事項	(1) 養成研修などを通じ、住民が「就労」「就労的活動」に参加しやすい環境を整備する。「就労」や「就労的活動」について、わかりやすいパンフレットを作成する。

2 ボランティア活動・福祉教育推進事業	
目的	福祉活動の担い手であるボランティア活動の円滑な推進と、市内の福祉教育活動を支援する。
実施内容	<p>(1) ボランティア養成及び啓発活動</p> <p>(2) ささえ愛ネットはつかいちの活動支援</p> <p>(3) 福祉教育の支援（相談・ボランティア調整・体験指導・機材貸出等）</p> <p>(4) 企業の社会貢献活動への支援</p>
重点事項	(1) 企業のノウハウを生かした、課題を抱える人の「受け入れ」や、地域住民とのつながりづくりを促進する。

3 地域のつどいの場立ち上げ支援事業	
目的	高齢者対象の新規に立ち上がるふれあいサロンへの助成、助言などを行い、継続的に活動できるよう支援する。
実施内容	(1) 高齢者を対象としたふれあいサロンの立ち上げ支援 ア 立ち上げにかかる財政的な支援（3年間） 2,000円/回 × 開催回数（上限24,000円） ※初年度は立ち上げ支援として10,000円の追加加算有 イ 立ち上げに際して、地域へ訪問し説明を行う。
重点事項	(1) 新規立ち上げサロンの訪問、聞き取りを行う。活動に役立つ情報提供等を随時行う。

4 広報啓発事業	
目的	市民の福祉に対する関心と意識を高めるため、広報紙やホームページなどを通じ、市民へ本会の取り組みや福祉活動の紹介と市の福祉に関する情報を提供する。
実施内容	(1) 広報紙「あいとぴあ」の発行（年6回） (2) 本会パンフレットの発行 (3) ホームページのリニューアルと運営 (4) ソーシャルネットワークを利用した広報展開
重点事項	(1) ホームページとソーシャルネットワークを活用し、新しい情報発信の仕組みを作る。

5 災害救援事業	
目的	災害の被災地などで被災した人に寄り添いながら、生活再建に向けた支援を行う「被災者生活サポートボランティアセンター」の立ち上げ運営のために、「廿日市被災者生活サポートボラネット」を構成する。平時には関係団体の顔の見える関係性づくり、市民には災害時の「共助」意識の啓発を行う。
実施内容	(1) 廿日市市被災者生活サポートボラネットの運営 ア 「廿日市市被災者生活サポートボラネット」推進会議の開催（年2回） イ 「廿日市市被災者生活サポートボラネット」マニュアルの改訂（随時） ウ 構成団体、地域住民に向けた研修会の実施（年1回） エ メール試験送信の実施（年2回） オ 新規構成団体への説明 カ 市内の災害ボランティアとの緩やかなネットワークづくり (2) 近隣自治体との災害時の連携 近隣自治体社協（安芸太田町・北広島町・大竹市）との災害時連携会議の実施 (3) 災害発生時の支援 近隣自治体社協での災害発生時の支援（ボランティアバス等の企画）
重点事項	(1) コロナ禍で被災者生活サポートボランティアセンターの立ち上げや運営について実際にどのようなことができるのかを検討する。

6 生活支援体制整備事業	
目的	誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、生活支援の仕組みの充実や高齢者の社会参加を図るとともに、地域課題を「我が事」として自分たちの力で解決でき、みんなで支え合える地域づくりを進める。
実施内容	廿 (1) 地域課題を協議する場への支援 ア 「ささえあいのまちづくり情報交換会の開催（年4回） イ コミュニティ単位での協議の場の立ち上げ支援 (2) 地域資源の見える化 (3) 担い手の養成及び活動の場とのマッチング

	佐	(1) 地域の課題を協議する場への支援 ア 佐伯地域全域の協議の場（第2層協議体）の立ち上げ支援 イ コミュニティ単位の協議の場（第3層協議体）の立ち上げ支援 (2) 地域資源の掘り起こしを目的とした関係団体へのヒアリング (3) 関係機関による佐伯地域づくり戦略会議の開催（月1回）
	吉	(1) 「生涯暮らし続けられる吉和地域をつくる会」（第2層協議体）の運営支援 ア 福祉課題の解決のための取り組みについて協議・検討 イ 既存の社協活動事業と連動させながら、ニーズ（地域課題）の把握、資源開発、マッチングを進めるための協議体への働きかけ
	大	(1) 大野第2層協議体（大野地域福祉推進委員会）の積極的な推進のため先進地事例等の研究（視察）を組み入れ契機づけにする。 (2) 大野第2区、8区、10区の協議の場の継続支援 ア 2区・・・地域福祉会議に参加 イ 8区・・・ふれあい福祉の会に参加 ウ 10区・・・サロン世話人会に参加 (3) 大野第9区の協議の場の設置支援 (4) 他の区の協議の場設置に向けた働きかけ
	宮	(1) 協議体への支援と機能の定着 ア 第2層協議体 宮島地域コミュニティ推進協議会（生活環境部会）を第2層協議体とし、地域福祉課題解決に向けた多様な主体への協力依頼を行うほか、サービスの周知やニーズとサービスのマッチングなどの取り組みを支援し、協議体としての機能定着を図る。 イ 第3層協議体 宮島地域の福祉を考える会（第3層協議体）で宮島地域の福祉課題解決のための取り組みについての協議・検討を行うほか、地域のニーズ（地域課題）把握にも努める。 (2) 担い手の養成及び活動の場とのマッチング ア 地域福祉活動に必要な知識等を習得する研修の企画実施 (3) 活動団体の支援 ア 地域の生活課題解決に資する住民活動への支援等
重点事項	廿	(1) 地域資源の見える化を進める。
	佐	(1) 新たな地域資源を発掘する。
	吉	(1) 第2層協議体の会議を年2回開催する。
	大	(1) 住民主体の地域活動に積極的に参加し、地域のニーズ把握に努める。
	宮	(1) 各協議体への支援とその機能の定着を図るとともに地域のニーズ把握に努める。

7 福祉団体等支援事業	
目的	福祉団体が地域の社会資源としての役割を安定かつ継続的に担えるようにするために活動に対する助成を行う。また、児童や生徒が福祉活動を通じ、地域の担い手としての成長を促すために、学校で実施される福祉活動への協力・活動助成を行う。
実施内容	(1) 福祉団体への支援 ア 福祉団体等活動助成（廿：13団体、佐：12団体、吉：2団体、大：4団体、宮：3団体） イ 各種財団等が実施する助成事業の情報提供及び申請支援 ウ 運営に係る各種支援 (2) 市内の公立小中学校等が取り組む福祉活動の支援 ア 福祉教育活動費助成

	(3) 活動の連携 ア 宮島幼稚園（地域ふれあいフェスタ、街頭募金） イ 宮島小学校（地域ふれあいフェスタ、認知症サポーター養成講座、宮島福祉センター施設見学） ウ 宮島中学校（地域ふれあいフェスタ）
重点事項	廿 (1) 助成団体の精査を行い、助成が必要な団体に必要な支援が行えるよう取り組む。
	佐 (1) 各団体との協働事業を模索し、実施に向けての取り組みを進める。
	吉 (1) 吉和小中学校・福祉団体2団体の必要な支援を行い福祉向上に努める。
	大 (1) 福祉活動の助成を行うことにより、必要な支援を行い福祉向上に努める。
	宮 (1) 助成だけでなく、団体の活動を支援し連携した活動に取り組む。

8 認知症高齢者等支援事業	
目的	認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできるまちなにするため、認知症の正しい理解の普及啓発、ネットワーク形成、ツールを活用した支援を行う。
実施内容	(1) 当事者団体の活動支援 (2) 認知症キャラバン・メイト事業 認知症サポーター養成講座等の講師役となる認知症キャラバン・メイトの活動支援 (3) 見守り安心ネットワーク事業 ア はつかいち見守り安心ネットワーク運営事業 外出したまま戻れなくなり行方不明となった人を、公共機関やタクシー会社、コンビニエンスストア、医療機関、町内会、ボランティアなどのネットワーク協力機関が、連絡網を通して情報を伝達し、出来る限り早期に発見保護するシステムの運用 イ 廿日市見守りシール交付事業 登録した人が衣服などに見守り（QRコード）シールを貼り、行方不明になった際、発見者がQRコードを読み取ると、保護者へ発見通知メールが届くシステムの運用 ウ 位置検索用端末機貸与事業 位置検索用端末機（ココセコム）の利用申請受付、貸出
重点事項	廿 (1) 新年度より取り組む「見守りシール」の周知、啓発活動を行う。（5か所以上）
	佐 (1) キャラバン・メイトの掘り起こしを行い、実働できる登録者を増やす。（2人以上増加）
	吉 (1) キャラバン・メイトが主催する認知症サポーター養成講座を開催する。
	大 (1) 廿日市市キャラバン・メイト連絡協議会大野・宮島地域部会が主催する認知症サポーター養成講座の開催（年1～3回）
	宮 (1) 廿日市市キャラバン・メイト連絡協議会大野・宮島地域部会と連携し、毎年1回宮島学園5年生へ認知症サポーター養成講座を開催する。 (2) 認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族が安心して暮らし続けられるよう、宮島地域の認知症サポーター増加に取り組む。

9 地域のつどい・サロン支援事業	
目的	ふれあいサロンは、地域住民が運営し、地域の中で仲間づくりやつながりづくり、人間関係を豊かにしていくために集う、地域活動の場となっている。ふれあいサロンを通して、人と話す機会の増加、閉じこもり・孤立の防止、新しい人間関係の形成、安否の確認、心配事・悩みの発見、いきがいへの貢献等の効果に繋がっている。地域住民にふれあいサロン等の社会参加を促し、地域福祉活動の関心を高め、地域福祉力の向上を支援する。
実施内容	廿 (1) サロン情報チェックシートの更新（年1回） (2) サロン助成（高齢者以外） (3) レクリエーショングッズ貸出 (4) サロン世話人のサロン「おしゃべりサロン」開催

	<ul style="list-style-type: none"> (5) サロン参加希望者の連絡調整、紹介 (6) サロン訪問 (7) 廿日市地域福祉情報紙「つなご Letter(レター)」の発行
佐	<ul style="list-style-type: none"> (1) サロン連絡会議やサロンミニ講座の開催 (2) ふれあいサロン「オルゴール」の開催 玖島・友和・津田・浅原の各市民センターで月1回ずつ開催し、地域の集いの場として孤立化を防ぐつながりづくりや介護予防につなげる。 (3) 出前サロンの開催 サロンが開催されていない小集落に出向いてサロンを開催し、自主開催につなげる。 (4) 未就園児を育てる保護者と子どもサロン 「赤ちゃんすくすく広場」の活動支援 (5) お茶の間サロン「花かご」の支援 (6) 地域のつどい・サロンづくりの支援及び新規立ち上げの支援 (7) ふれあいサロン活動集の作成 (8) レクリエーショングッズの貸出
吉	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉団体への支援 ア サロンの運営後方支援（6か所） イ 子育てサロンの支援 ウ 佐伯吉和子育て支援ネットワークの支援 (2) レクリエーショングッズの貸出
大	<ul style="list-style-type: none"> (1) サロン世話人の交流会、情報交換会、勉強会の開催(10回/年) (2) サロンへの情報提供、および相談 (3) レクリエーショングッズの貸出、整備等管理 (4) サロン立ち上げの支援助成(障がい者サロン・子育てサロン等) (5) サロン運営状況調査 (6) サロン活動の広報(「サロン訪問記」の作成およびHP掲載) (7) サロン情報冊子作成(レクリエーショングッズカタログ・サロン活動集)
宮	<ul style="list-style-type: none"> (1) サロン運営の後方支援 (2) サロン等へのレクリエーショングッズの貸出(新規グッズの購入(予定))
重点事項	<ul style="list-style-type: none"> 廿 (1) 廿日市地域福祉情報紙「つなご Letter(レター)」により、廿日市地域のサロンの情報の発信を行う。(年4回) 佐 (1) コロナ禍でのサロン運営について、行政等からの情報を速やかに提供し、安全安心なサロン運営を支援する。(サロン通信2回) 吉 (1) サロン運営の後方支援とともに、吉和地域の広報誌「ぬくもり」により、サロン活動等の情報を発信する。 大 (1) 世話人、参加者、地域活動団体等誰もが参加できる講座を開催する。 宮 (1) 新規サロンが継続して活動できるように、情報提供やレクリエーショングッズの貸出等行う。

10 日本赤十字社活動資金募集協力事業

目的	日本赤十字社は、災害救護や社会福祉、赤十字ボランティアの育成や救急法などの講習、青少年の健全育成といったさまざまな人道的活動に取り組んでおり、日本赤十字社 広島県支部 廿日市市地区では、地域住民に「活動資金の協力により、赤十字の事業に参加する」という趣旨についての理解と事業の充実発展に努める。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 活動資金(会費)募集活動 (2) 災害救援物資・見舞金交付対応 (3) 義援金、救援金募集事務

	<ul style="list-style-type: none"> (4) 赤十字講習会の案内、更新手続き (5) 青少年赤十字加盟校登録事務、加盟促進 (6) 団体支援 (7) 災害救援用自動車の管理（廿日市・大野） (8) 交付金精算事務（廿日市） (9) 作業服貸与管理（廿日市） (10) 日赤個人会員台帳事務（廿日市） (11) 役職員報告、表彰事務（廿日市）
重点事項	廿 (1) 地域住民に日赤事業の趣旨を十分に認識していただくための周知活動を行う。(5か所以上)
	佐 (1) 迅速な被災者への対応が行えるように、災害救援物資等を管理する。 (2) 日赤事業の趣旨の周知・PRに努める。(年5か所以上)
	吉 (1) 地区長や小中学校教職員へ日赤事業の趣旨を認識していただくため、周知活動を行い、活動資金の目標の達成を目指す。
	大 (1) 赤十字活動が身近で親しみやすいものになるように日赤事業の趣旨の周知・PRを区長会でを行い、活動資金募集の推進に努める。
	宮 (1) 世帯数が減少しているため寄付金額が減少傾向にあるが、各総代（町内会長）に対して協力をお願いする。

11 共同募金運動協力事業

目的	地域住民が主体的に自分たちの地域を「持続可能な地域社会」にできる環境づくりを目的に、共同募金が民間福祉活動を支える重要な財源であるという趣旨を周知し、募金目標額の達成を支援する。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 赤い羽根共同募金運動（10月1日～3月31日）の実施 <ul style="list-style-type: none"> ア 募金活動の推進 (2) 歳末たすけあい運動（12月1日～12月31日）の実施 (3) 地域テーマ募金の普及推進（1月1日～3月31日） (4) 区別地域福祉推進会議等でのPRの実施 <ul style="list-style-type: none"> ア 市内での街頭募金活動の開催 イ 福祉まつり等のイベント募金開催 (5) 共同募金委員会運営委員会、審査委員会の開催
重点事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 配分団体評価シートにて、福祉団体への助成が適切であるか精査する。 (2) 募金事業活動の活性化、普及等に努める。 (3) 法人・団体等への募金運動を推進する。 (4) 地域福祉推進特別配分事業の普及に努める。

12 (廿) 小地域ネットワーク事業

目的	廿日市地域内の11地区それぞれにおいて、「地域住民が問題に気づき、どうしたらよいか考え、力を合わせて問題解決に取り組む」ために仕組みを作る。そのために必要な活動主体の組織化を計画的に進める。また、組織化された活動主体を地区社協等として位置づけるとともに、協議体機能を持たせることにより、生活支援体制整備事業における第3層協議体づくりにつなげる。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第3層協議体の新たな立上げ、活動支援のための助成 <ul style="list-style-type: none"> ア 活動推進に必要な助成 イ 活動推進に必要な支援 (2) 活動推進に必要な情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ア 「つながLetter(レター)」(廿日市地域福祉情報紙)の発行(奇数月)
重点事項	(1) 第3層協議体未設置地区への地域組織化の支援を継続する。

13 (廿) あいプラザまつり事業	
目 的	イベントを通じ、福祉に関するさまざまな取り組みについての啓発を図るとともに、関係機関と連携し、ボランティア活動のきっかけとする。
実施内容	開催予定日 令和3年10月31日(日) または 11月3日(祝) 会 場 さくらびあ(生涯学習フェスティバルとは別日に開催) あいプラザの改築工事のため、会場変更しての開催となる。そのため、名称の変更についても検討が必要。 令和3年度だけの措置となるため、どのような形での開催とするかは参加団体と協議を重ね、決定する。
重点事項	コロナ禍における大規模イベントの実施にあたっての対策の徹底。

14 (廿) ボランティアセンター活動推進事業	
目 的	ボランティア活動が活発に行われる地域づくりを推進する。福祉学習の機会を通じて、市内の小中学校にボランティアの意義や必要性を伝える。高校生、大学生がボランティア活動に積極的に参加できる機会を作る。
実施内容	(1) ボランティアセンターの機能強化 ア 活動者の情報と活動場所の把握 イ ボランティア活動者と活動場所のフォロー ウ ボランティア体験講座を開催 (2) 福祉学習 ア 小中学校で福祉体験学習を開催 イ 高校、大学との連携強化 ウ ボランティア出張講座の開催 (3) ささえ愛ネットはつかいち廿日市支部の活動支援
重点事項	(1) 地域住民がボランティア活動に参加しやすくなるよう、体験会を開催する。 (2) 小中学校で「福祉について」総合的なボランティア学習を行う。 (3) 高校、大学と連携し、学生のボランティア参加の普及に努める。

15 (佐) 地域福祉活動事業	
目 的	福祉課題解決のために、地域住民や福祉関係機関と連携し、地域で支え合う仕組みづくりを推進する。
実施内容	(1) 福祉委員活動推進事業 ア 地域の福祉問題やニーズを発見し、課題解決のために近隣住民に働きかけ、地域で協力・連携することを目的とした福祉委員活動の推進 イ 年2回(4・9月)福祉委員会議を開催し、福祉委員の役割や社協会費・共募募金活動等の協力について、玖島、友和、津田・四和、浅原の4地区と地域全体会の実施 (2) 福祉施設等連絡会の開催 佐伯地域で施設間の交流・連携を図り、共通の課題を共有するとともに、今後の取り組みについて検討する場としての福祉施設等連絡会の開催 また、個別支援についての、地域ケア会議などの随時開催 ア ヤングボランティアスクールへの協力 イ 市民交流事業(各施設のまつり)を通じた連携 (3) 広報啓発活動 佐伯地域版の広報紙「ひまわり日和」の発行 (4) 過疎地域における福祉活動の促進 関係機関との連携のもと、過疎地域における福祉活動の活性化 (5) 各地域のコミュニティ支援

	ア 玖島、友和、津田・四和、浅原のコミュニティ活動支援及び助成金 イ 地域をつどい・サロンの運営及び活動支援 ウ 地域での支え合い体制づくりに向けた、地域課題についての検討会の開催
重点事項	(1) 地域の実態把握や要望等を把握するため、関係団体や地域の行事に参加し、地域で支え合う仕組みづくりを推進する。(10回以上) (2) 福祉施設・行政などの関係機関と連携し、生活支援体制整備事業の第2層・第3層域の活動につなげる。

16 (佐) ボランティアセンター活動推進事業	
目的	福祉活動の担い手であるボランティアの活動を支援し、佐伯地域の小・中・高校生が取り組む福祉活動を支援する。
実施内容	(1) ボランティアに関する相談・調整・情報提供等の各種支援 (2) ボランティア活動のきっかけづくりや養成講座の開催 (3) ヤングボランティアスクールの開催 小・中・高校生を対象にしたボランティア体験学習の開催 (4) 佐伯ボランティアグループ連絡協議会「ひまわり会」の活動支援
重点事項	(1) ボランティアきっかけづくり講座・養成講座(2回以上)を開催し、ボランティア活動への理解・関心を深め、ボランティアの増加、スキルの向上に取り組む。

17 (吉) 多機能サロン実施事業	
目的	地域や自宅で孤独を感じず、また、心身ともに健康な生活を送ることができる環境をつくるため、高齢者のサロン、福祉作業所、障がい者デイサービス、子育てサロンの要素を併せ持ったサロンを運営し、日中の活動の場づくりを行う。
実施内容	(1) 多機能サロンの開催(原則火曜日(年間25日)開催) ア 食事づくり・軽作業(空き缶つぶし)・モノづくり(折り紙等)・レクリエーション(障がい者スポーツほか)
重点事項	(1) 半日コース(10:00~13:00)を新たに設けて、参加者増加につなげる。

18 (吉) いきいき活動推進事業	
目的	中山間地域・過疎地域に見合った地域課題やニーズから、地域への取り組みへと発展させるために市と連携しさまざまな事業を展開する。
実施内容	(1) 「生涯暮らし続けられる吉和地域をつくる会」の開催・活動支援 (2) 高齢者懇談会「あつまろう家」実行委員会への助成及び支援 (3) 吉和地域広報誌「ぬくもり」を毎月発行し、社協活動の周知や地域活動の情報発信 (4) 葬儀用品の貸出 (5) 福祉関係団体に「たすけあい号」(車両)の貸出、自主活動の支援
重点事項	(1) 誰もが生涯暮らし続けられる吉和地域になっていくための仕組みづくり(人づくり・活動の場づくり・つながりづくり)を地域住民が主体となって取り組めるよう支援する。

19 (吉) すこやかプラザまつり開催事業	
目的	吉和地域の福祉活動の拠点である吉和福祉センターや社協、福祉団体の活動等を福祉まつりを通して身近に感じてもらい、誰もが気軽に交流・活動できる拠点として周知し、住みやすい地域づくりを目指す。
実施内容	(1) すこやかプラザまつりの開催(令和3年11月13日(土)予定) ア 吉和文化祭(吉和市民センターまつり、吉和小中学校の文化祭等)と福祉のまつりの同時開催
重点事項	(1) 前年度規模縮小で開催したため、改めて広報等を強化し集客を図る。

20 (吉) ボランティアセンター活動推進事業	
目的	吉和地域のボランティアを育成するとともに、地域住民や吉和小中学校の児童生徒との交流体験により、ボランティアへの関心と理解を深めることで、ボランティア活動者の増加を図る。また、住みやすい地域をつくるため、ボランティア活動を推進する。
実施内容	(1) 吉和地域等で行う行事でボランティアが必要などときのボランティア調整 (2) ボランティア活動保険などの各種保険の受付 (3) 吉和小中学校の福祉教育をとおして、交流とボランティアの育成
重点事項	(1) 吉和小中学校の福祉教育を総合的な学習に取り入れてもらい、福祉活動の理解や普及とボランティアの育成を図る。

21 (大) ふれあいのまちづくり推進事業	
目的	現行の福祉サービスだけでは解決できない福祉ニーズを、地域の福祉を推進する関係機関等と連携し、さまざま取り組みや活動を協働することで、地域の中で解決できるよう新たな取り組みや仕組みを考え、だれもが住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域づくりを進める。
実施内容	(1) 福祉部会概況調査の実施 (2) 地域福祉推進委員会の開催(年2回) (3) 地域福祉推進研究協議会の開催(年1回) (4) 各種地域活動への助成 ア 一般会費地区交付金 各区に一般会費の7割を交付し地域福祉活動を推進する。 イ 地区福祉活動費助成 (ア) 地域の高齢者や障がい児者、子どもを対象に行われる大野地域の区の自主活動による支え合いの活動に対し、その経費の一部を自主活動費として助成する。 (イ) 地域の高齢者や障がい児者、子どもを対象に行われる大野地域の区の福祉部会による支え合いの活動に対し、その経費の一部を福祉部会活動費として助成する。 (ウ) 地域の高齢者や障がい児者、子どもを対象に行われる大野地域のサロン活動に対し、その経費の一部をサロン開催費として助成する。 (5) 地区給食サービスへの助成 区の福祉部会が地域のボランティアを募り、地区の一人暮らし高齢者および障がい者世帯に、食事の提供と安否確認を行う事業に対し、活動経費の一部を助成する。 (6) 環境美化活動(花いっぱい運動)の推進 (7) 福祉ふれあいまつり実行委員会の事務局運営および助成 「おおの健康福祉フェスタ」の福祉部門を企画・運営する「大野福祉ふれあいまつり実行委員会」への助成および運営支援を通じ、住民に対し福祉啓発を行う。 (8) 大野地域版広報「ふれまちだより」の発行(偶数月) (9) 車いすの貸出
重点事項	(1) 大野地域福祉推進委員会で、地域の福祉課題および生活支援サービスの開発についての議論が進むような運営を目指す。

22 (大) ボランティアセンター活動推進事業	
目的	ボランティア体験を通じ、障がい・福祉についての理解を深め、さまざまな年代のボランティア活動者を増やす。また、地域住民同士の助け合いが広がることで、災害時などいざという時手が差し伸べられる人を増やす。
実施内容	(1) ボランティア登録・調整・相談業務 (2) 新規ボランティア人材の開拓 ア 職域での福祉体験学習(きっかけづくり講座)の実施 (3) 地域ボランティア広報紙「ボランティアニュース」発行(年6回)

	(4) 大野ボランティア連絡協議会への活動支援及び情報提供 (5) 大野ボランティア連絡協議会、地域団体との連携
重点事項	(1) 新たな福祉体験学習の企画を大野ボランティア連絡協議会と協議する。

23 (大) 高齢者等移送サービス事業	
目的	通院や買物などの日常生活の利便向上や社会参加の促進を図るため、公共交通機関不便地域を対象として、巡回車両を運行する。
実施内容	(1) 毎週火曜日に、渡ノ瀬～大野支所間の往路・復路の車両を運行する。利用料 350 円。事前予約制。運行は祝日、年末年始を除く。
重点事項	(1) 新規の利用者を増やす。

24 (宮) 高齢者自立支援事業	
目的	対象者の介護予防・健康増進に努めるとともに地域での孤立感緩和や閉じこもりを解消し、ひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域見守り活動の役割を担った事業を実施する。
実施内容	(1) 高齢者給食サービス事業の実施 ア サロンの食事会を開催(年6回) (2) ひとり暮らし高齢者懇談会の実施 ア サロンの食事会を行うとともに、警察や消防などによる研修会を開催(年2回) (3) あんしんほっとコール事業の実施 ア 「おはようコール」による、安否確認や健康状態の把握
重点事項	(1) 高齢者給食サービス、ひとり暮らし高齢者懇談会 ア 民生委員等の関係機関と連携を図り、参加者以外の人たちの情報も収集し事業参加者の増加を図るとともに、孤立状態の人の発見にもつなげる。 (2) あんしんほっとコール ア 利用者の生活状況等の確認を行い、必要な場合は関係機関につなげる等の対応を図り、見守り活動を推進する。 イ 事業について地域情報誌や行事ごとの場で説明を行うとともに、地域包括支援センターやケアマネジャーから利用対象者に周知してもらい、利用者の増加につなげる。

25 (宮) 福祉コミュニティ支援事業	
目的	紙門松配布事業については、新生活運動の一環として従来の門松等の虚礼を廃止し、資源保護と簡素化及びコミュニティ推進を目的としている。また、歳末みまもり事業については、厳島神社の協力を得て緊急連絡票を提出しているひとり暮らし高齢者等の見守りや孤独感緩和のほか、社協の認知度向上などを目的に事業を実施する。
実施内容	(1) 紙門松配布事業 ア 広島市地域女性団体連絡協議会に紙門松の発注を行う。 イ 広報配付時に合わせて、宮島地域各町内の全世帯に紙門松を配付する。 (2) 葬儀用具貸出事業 ア 自宅等で葬儀を執り行う場合に、葬儀用具(祭壇、付属品)を貸し出す。 (3) 歳末みまもり事業 ア 年末に緊急連絡票を提出しているひとり暮らし高齢者等を対象に、厳島神社協力のもと見守りを兼ねて、赤飯等を配付する。
重点事項	(1) 高齢者自立支援事業に参加していないひとり暮らし高齢者等の見守りにもつながるように、宮島支所と連携し緊急連絡票登録者の確認を行う。 (2) 社会環境の変化にともない、長期にわたり利用実績のない葬儀用具貸出事業については、廃止の方向で進める。

基本目標 3

職員の資質向上、魅力ある組織づくり、持続可能な財政基盤づくりを進めます

「市民生活に即応した社協の仕事を市民とともに」、そうした基本認識の下で、計画目標を持った適正な執行管理を実現し、地域福祉の具現化を図るため、自立した「ありがたい廿日市市の地域福祉の姿」の創出を目指します。

この基本目標に向けて実施する事業は次のとおりです。第2期廿日市市社会福祉協議会中期経営計画の概要については、24 ページに記載しています。

事業名	第2期廿日市市社会福祉協議会中期経営計画との関連性	予算額 (千円)	財源			
			自主	補助	委託	その他
1 事務局運営事業	経営方針Ⅰ／目標2・3 経営方針Ⅱ／目標1～3 経営方針Ⅲ／目標1・2	17,341	○			
2 役員評議員活動事業	経営方針Ⅲ／目標3	1,900	○			
3 職員人材育成事業(職員研修事業ほか)	経営方針Ⅰ／目標1～3	535	○			
4 財務運営事業(人件費・退職金支給・社会福祉基金運営事業)	経営方針Ⅲ／目標3	181,491	○	○	○	○
5 事務局移転整備事業	経営方針Ⅱ／目標1～3	15,749	○			
6 あいプラザ・吉和福祉センター・宮島福祉センター管理事業	経営方針Ⅲ／目標1	104,923			○	

各事業の詳細については、次のとおりです。

1 事務局運営事業	
目的	社協事業を円滑にかつ効率的に行うための組織体制の整備と事務環境の整備を行い、安心して地域福祉活動を行うための財源を確保する。
実施内容	(1) 社協事業の財務管理及び人事・労務管理 (2) 社協事業への住民の理解促進と、会費募集・寄付金等の受理 (3) 市との指導監査、補助金・委託料等の交付、県社協、共同募金からの補助金・助成金等の交付 (4) 人事採用の実施 (5) 人事考課制度の導入 (6) 法人運営における各種規程の整理 (7) 事業継続計画(BCP)等の策定 (8) ITの積極的な活用
重点事項	廿 (1) 社協業務の効率化を図り、安定した事務局管理運営と財源確保に努める。 (2) 団体会員加入促進のための新規企業訪問を実施する。 (3) 将来を見据えた人員配置計画のもと、必要に応じて職員及び非常勤職員の採用試験等を実施する。 (4) 業務目標・成果シートを活用した業務評価(人事考課)を実施する。

	<p>(5) 法人運営に係る各種規程の改正・制定・廃止等を行う。また必要に応じて、その規定を補足する細則や要綱等を作成する。</p> <p>(6) 自然災害の発生や感染症の流行を想定した事業継続計画（BCP）や具体的な対応マニュアルを作成する。</p> <p>(7) 新しい生活様式への対応としてリモートワークの導入、リモート会議・ウェビナー（ウェブセミナー）の実施を推進する。</p>
佐	<p>(1) 事務の効率化・円滑化を図り、安心して事業が遂行できるよう努める。</p> <p>(2) 適正な執行管理及び労務管理を行う。</p> <p>(3) 安心して地域福祉活動が行なえるための財源を確保する。</p>
吉	<p>(1) 社協の地域福祉活動の理解を求め、会費・寄付金の収入達成率 100%を目指す。</p>
大	<p>(1) 事務の効率化・適正化を図るとともに、自主財源確保に努める。</p>
宮	<p>(1) 宮島地域の地域福祉推進拠点となる事務局の安定した運営を図るため、賛助会員や団体会員の加入促進を図り、会費のほか寄付金も含め財源確保に努める。特に団体会員については企業訪問も行い会費の増額に取り組む。</p>

2 役員評議員活動事業

目 的	社協の良好な経営、運営を行うための理事会、評議員会等の機能を充実させる。
実施内容	<p>(1) 理事会、評議員会の開催</p> <p>(2) 監査の実施</p> <p>(3) 役員評議員研修会の実施及び外部研修への参加促進</p>
重点事項	<p>(1) 役員評議員選出区分を見直し、欠員補充を適切に行い、定数を 100%確保する。</p> <p>(2) 役員評議員の果たす役割を明確化させ、その役割を果たすための話し合いの場、研修会・勉強会等を充実させる。</p>

3 職員人材育成事業(職員研修事業ほか)

目 的	研修を通じて社会福祉協議会職員の知識、技術を向上させる。
実施内容	<p>(1) 広島県社会福祉協議会・他団体が計画、実施する専門的な研修及び職員の資質の向上を目指す研修に参加する。年 1~2 回/人</p> <p>(2) 職員全体研修・全体会議の開催</p> <p>(3) キャリアに応じた研修の受講促進及びスキルアップのための人事管理（人事考課）の実施</p>
重点事項	<p>(1) 研修へ参加し、受講後の成果や他の職員にも伝えたいことを報告会等で伝達することで研修の習得（成果）率をアップさせ、地域福祉をより推進できる人材を養成する。</p> <p>(2) 新しい福祉の動向に対応した研修で、今日的な福祉課題や制度・施策、先進的活動等に役立てる。</p> <p>(3) 地域福祉活動計画及び中期経営計画の進行管理として職員全体研修・全体会議を行うことで、社協の目指すこと、職員一人ひとりが目指すことの共通認識を確認する。</p> <p>(4) 業務目標・成果シート及び人事考課表の活用、面談による業務評価及び人事評価（人事考課）を行い、職員の能力の発揮及び資質の向上を図る。</p>

4 財務運営事業(人件費・退職金支給・社会福祉基金運営事業)

目 的	<p>【人件費・退職金支給】</p> <p>職員の人件費の確保、退職金の積立、支給を行い、事業運営・雇用の安定、長期的な雇用促進を目指す。</p> <p>【社会福祉基金事業】</p> <p>地域福祉活動の推進、ボランティア活動の育成の資金に充てるため、基金を管理・運用する。</p>
-----	---

実施内容	<p>【人件費・退職金支給】</p> <p>(1) 市への補助金交付申請・精算</p> <p>(2) 地域包括支援センターへの負担金交付申請・報告</p> <p>(3) 退職金積立、支給については全国社会福祉団体職員退職手当積立基金、広島県社会福祉従事者互助会事業退職手当により実施</p> <p>【社会福祉基金運営事業】</p> <p>(1) 基金の管理・運用により、地域福祉・ボランティア活動等の財源とする。</p>
重点事項	<p>【人件費・退職金支給】</p> <p>(1) 恒常的な時間外勤務の削減</p> <p>(2) 適正な人員配置計画の策定</p> <p>(3) 人事考課制度による給与・昇格規定の見直し</p> <p>【社会福祉基金運営事業】</p> <p>(1) 令和3年度において予定の廿日市事務局移転費用及び地域福祉推進に係る事業等への導入準備金として取崩を検討する。</p>

5 事務局移転整備事業	
目的	あいプラザ内の廿日市事務局とボランティアセンターを、旧休日夜間急患診療所跡へ移転させる。
実施内容	(1) 令和3年12月～令和4年1月の期間中に移転作業を完了させる。
重点事項	<p>(1) 市民、関係機関・団体等への周知</p> <p>(2) 移転後のスムーズな本会業務の継続</p> <p>(3) 事務局移転に係る費用の確保、設備設計及び備品等の購入・処分等の実施</p>

6 あいプラザ・吉和福祉センター・宮島福祉センター管理事業	
目的	施設利用を通じて、利用者・団体の相互の出会い、ふれあい、学びあいの場となり、健康と福祉の活動の輪が地域につながり、より拡大され、廿日市市の地域全体の福祉を支える拠点施設とする。
実施内容	<p>(1) 施設を安全に快適に利用していただくよう、施設、設備及び物品の維持管理、修繕業務</p> <p>(2) 使用許可等に関する業務</p> <p>(3) 福祉・保健のための各種事業</p> <p>(4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた働きかけ</p>
重点事項	<p>廿 (1) 市役所内部各機能の移転期間となるため、貸館利用者への配慮(あいプラザ)</p> <p>(2) 指定管理業務のスムーズな引継ぎ(あいプラザ)</p> <p>吉 (1) 築20年以上経過し、修繕必要箇所が増えていることから、市と協議しながら改善を図る。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底し、利用者が安心して利用できるよう、環境整備に努める。</p> <p>宮 (1) 市民が安心安全に施設利用できるよう、設備の保守点検及び計画的な修繕を行う。</p>

第3期廿日市地域福祉活動計画の概要

活動方針

I 「地域の課題解決力の強化」

- 推進事項1 福祉人材の育成
- 推進事項2 生活課題を協議できる場づくり

II 「総合相談・支援体制の構築」

- 推進事項1 総合相談体制・相談支援ネットワークの構築
- 推進事項2 関係機関の相談支援者の育成・関係性の強化
- 推進事項3 組織内連携の推進

III 「制度・サービスの狭間の問題を抱える人への対応」

- 推進事項1 当事者の支援
- 推進事項2 支援者の開拓

IV 「情報の集約と広報の強化」

- 推進事項1 情報の集約と情報の一元化
- 推進事項2 人材バンクの整備
- 推進事項3 広報の見直しと情報発信ツールの整備

第2期廿日市市社会福祉協議会中期経営計画の概要

経営方針

I 「人員の適正化と専門的な知識を持った人材の育成」

- 目標1 職員の資質向上
- 目標2 職員の意欲向上
- 目標3 働き方改革の実践

II 「効果的な事業推進のための環境整備」

- 目標1 運営体制の強化
- 目標2 文書管理
- 目標3 I Tの積極的活用

III 「安定的な事業継続を実現する財政基盤づくり」

- 目標1 法人の安定運営のための財源確保
- 目標2 適正かつ透明性を確保した予算執行
- 目標3 住民ニーズに即応する柔軟な資産運用